

◀ 目 次 ▶

第 1 章	総 則	1
第 1 節	目 的	1
第 2 節	用語の定義	2
1	災害の定義	2
2	防災の定義	2
第 3 節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
1	指定地方行政機関	3
2	自衛隊(陸上自衛隊岩見沢駐屯地第12施設群第3科)	3
3	北海道	3
4	北海道警察(北海道札幌方面岩見沢警察署)	4
5	三笠市	5
6	指定公共機関	5
7	指定地方公共機関	5
8	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	6
第 4 節	市民及び事業所の基本的責務	7
1	市民の責務	7
2	事業所の責務	7
第 5 節	防災計画の修正	9
第 2 章	三笠市の概況	11
第 1 節	自然条件	11
1	位置及び面積	11
2	地勢	11
3	気候	11
第 2 節	災害の概況	12
1	四季別の災害の概況	12
2	過去における災害の主な記録	12

第3章	防災組織	13
第1節	三笠市防災会議	14
1	防災会議の組織	14
2	運営	14
第2節	三笠市災害対策本部	15
1	組織	15
2	設置基準等	15
3	運営	16
4	現地災害対策本部	16
5	本部を設置しない場合の準用	17
第3節	本部の配備体制	18
1	配備体制基準	18
2	配備体制の変更及び配備の方法	19
第4節	住民組織等への協力要請	20
1	災害情報の収集及び周知のための協力	20
2	防災活動に対する協力	20
3	協力要請事項	20
4	住民組織に対する伝達	20
第5節	自主防災組織の育成等に関する計画	21
1	地域住民による自主防災組織	21
2	自主防災組織の編成	21
3	自主防災組織の活動	22
第6節	防災ボランティアとの連携	24
1	ボランティア団体等の協力	24
2	ボランティアの受入れ	24
3	ボランティア団体等の活動内容	24
第4章	災害情報通信計画	25
第1節	予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等の伝達計画	25
1	気象情報の受理	25
2	気象情報の伝達系統	25
3	予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等の種類及び発表基準	28

	4 火災警報発令伝達計画	29
第2節	災害通信計画	30
	1 主通信系統及び通信手段の確保	30
	2 副通信系統（専用通信施設の利用）	30
	3 副通信系統（専用無線施設の利用）	30
	4 その他	30
第3節	災害情報等の収集、報告及び伝達計画	31
	1 異常現象発見時における措置	31
	2 被害状況調査	32
第5章	災害予防計画	35
第1節	防災訓練計画	36
	1 市及び市防災会議が実施する訓練	36
第2節	災害による被害発生予想区域等	37
	1 重要水防区域	37
	2 土砂災害警戒区域等指定箇所及び危険箇所	37
	3 浸水想定区域	37
	4 山地災害危険地区	37
	5 排水門等の施設	37
	6 ダム施設	37
	7 農業用ダム施設	37
第3節	土砂災害予防計画	38
	1 土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区数	38
	2 地すべり等予防計画	38
	3 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画	39
	4 土石流予防計画	40
	5 警戒体制	41
	6 避難救助	41
	7 避難行動要支援者への支援	42
	8 防災意識の向上	42
第4節	雪害予防計画	43
	1 除雪路線区分	43
	2 排雪	44

3	警戒体制	44
4	積雪時における消防対策	44
5	除雪要領	44
6	屋根の雪下ろしの励行	44
第5節	融雪災害予防計画	45
1	気象情報の把握	45
2	水防区域等の警戒	45
第6節	消防計画	46
1	消防組織	46
第7節	避難行動要支援者対策計画	48
1	避難行動要支援者の実態把握	48
2	名簿の対象者範囲	48
3	名簿の記載内容	48
4	名簿作成に必要な個人情報の入手	48
5	避難支援等関係者への名簿の提供	49
6	情報の更新	49
7	名簿情報の保護	49
8	避難のための情報伝達	49
9	避難支援等関係者の安全確保	49
10	緊急連絡体制の整備及び避難体制の確立	49
11	防災教育、訓練等の充実	49
12	避難行動要支援者への配慮	50
13	社会福祉施設の対策	50
14	援助活動	50
15	外国人に対する対策	51
第8節	林野火災予消防計画	52
1	組織及び実施機関	52
2	気象情報等連絡対策	52
3	林野火災予消防対策	53
4	道立自然公園桂沢地域予消防対策	53
第9節	桂沢ダム災害予防計画	54
1	ダムの管理	54
2	ダムからの放流	54
3	関係機関への通知	54

	4	住民への周知	55
	5	ダム放流記録	56
第10節		食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	57
	1	食料の確保	57
	2	防災資機材の整備	57
	3	防災備蓄品	57
<hr/>			
第6章		災害応急対策計画	59
第1節		応急措置実施計画	59
	1	応急措置の実施責任者	59
	2	市の実施する応急措置	59
	3	救助法の適用手続及び適用基準	62
	4	救助の実施と種類	63
第2節		動員計画	64
	1	動員の伝達系統	64
	2	配備体制確立の報告	64
	3	応援要請	64
第3節		災害広報計画	65
	1	災害情報等の収集要領	65
	2	災害情報等の発表及び広報の方法	65
	3	災害状況速報の作成、活用	66
第4節		避難救出計画	67
	1	避難場所の確保及び標識の設置	67
	2	指定避難所の確保及び管理	67
	3	避難場所、避難施設についての住民及び施設管理者への周知	68
	4	避難計画	68
	5	救助救出計画	72
	6	費用及び期間	72
第5節		食糧供給計画	73
	1	実施責任者	73
	2	食糧供給の対象者	73
	3	食糧供給の方法	73
	4	炊き出し計画	74

	5 費用及び期間	74
第6節	衣料、生活必需品等物資供給計画	75
	1 実施責任者	75
	2 供給対象者	75
	3 給（貸）与物資の種類	75
	4 物資の調達方法	75
	5 給（貸）与の方法	75
	6 費用及び期間	76
第7節	給水計画	77
	1 実施責任者	77
	2 給水の方法	77
	3 給水施設の応急復旧	77
	4 住民への周知	77
	5 給水応援の要請	78
	6 費用及び期間	78
第8節	医療救護計画	79
	1 実施責任者	79
	2 医療救護の対象者	79
	3 医療救護所の設置	79
	4 一般社団法人三笠市医師会に対する出動要請	80
	5 医薬品の確保	80
	6 関係機関の応援	81
	7 災害通報伝達及び傷病者の把握	81
	8 経費の負担及び損害補償	82
第9節	防疫計画	83
	1 実施責任者	83
	2 避難防疫班の編成	83
	3 防疫の種別及び方法	83
	4 患者等に対する措置	84
	5 防疫用薬剤の調達	84
第10節	廃棄物等処理計画	85
	1 実施責任者	85
	2 清掃班の編成等	85
	3 廃棄物等の処理方法	85

	4 死亡獣畜の処理	85
第11節	家庭動物等対策計画	87
	1 実施責任者	87
	2 家庭動物等の取扱い	87
第12節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	88
	1 実施責任者	88
	2 実施方法	88
	3 行方不明者発見後の収容、処理	88
	4 遺体の処理	89
	5 費用及び期間	89
第13節	障害物除去計画	90
	1 実施責任者	90
	2 障害物除去の対象	90
	3 障害物の除去の方法	90
	4 障害物の集積場所等	90
	5 障害物の売却及び処分の方法	90
	6 費用及び期間	90
第14節	輸送計画	91
	1 実施責任者	91
	2 輸送の範囲	91
	3 輸送の方法	91
	4 車両用燃料の調達	92
第15節	住宅対策計画	93
	1 実施責任者	93
	2 避難住宅の確保	93
	3 応急仮設住宅	93
	4 住宅の応急修理	93
	5 災害公営住宅の建設	94
	6 費用及び期間	94
	7 応急仮設住宅及び住宅応急修理等の記録	94
第16節	労務供給計画	95
	1 実施責任者	95
	2 労務者雇用の範囲	95
	3 労務の提供要請	95

第17節	文教対策計画	96
	1 実施責任者	96
	2 応急教育対策	96
	3 費用及び期間	97
	4 文化財等保全対策	97
第18節	災害警備計画	98
	1 災害に関する警察の任務	98
	2 災害時における警備体制の確立	98
	3 公安警備	98
第19節	自衛隊派遣要請計画	101
	1 災害派遣要請基準	101
	2 災害派遣要請の要領	101
	3 派遣部隊の受け入れ態勢等	102
	4 派遣部隊の撤収要請	102
	5 活動内容	102
	6 経費等	103
	7 協定等	103
第20節	広域応援要請計画	104
	1 市の措置	104
	2 消防機関の措置	104
第21節	ライフライン施設応急対策計画	105
	1 水道施設	105
	2 下水道施設	106
	3 電力施設	107
第22節	ヘリコプター活用計画	109
	1 緊急運航の要請	109
	2 要請の要件	109
	3 要請方法	109
	4 要請先	109
	5 市の対応等	109
	6 報告	110
	7 消防防災ヘリコプターの活動内容	110
	8 消防防災ヘリコプター運航連絡系統図	110
	9 ヘリコプター発着可能場所	110

第7章	水防計画	111
第1節	総則	111
1	目的	111
2	用語の定義	111
第2節	水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	114
1	水防の責任	114
2	処理すべき事務又は業務の大綱	114
第3節	水防組織と機構	116
1	水防管理団体の組織と機構	116
2	隣接市町村水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援	116
第4節	水防危険区域及び水防施設	118
1	水防危険区域の指定	118
2	水防施設	118
第5節	通信連絡	120
1	気象警報等の通信連絡	120
2	市の通信連絡	126
3	水防信号	127
第6節	水防活動	128
1	水防非常配備体制	128
2	巡視及び警戒	130
3	警戒区域の設定	131
4	水防標識及び身分証票	131
5	水防作業	132
6	非常輸送	132
7	避難及び立退き	132
8	決壊通報	133
9	水防解除	134
第7節	公用負担及び公務災害補償	135
1	公用負担	135
2	損失補償	135
3	公務災害補償	135
第8節	水防報告	136
1	水防報告	136

2	水防活動実施報告	136
第9節	水防訓練	137
1	水防訓練	137
<hr/>		
第8章	地震災害対策計画	139
1	組織及び活動体制の確立	139
2	通信連絡の対策	139
3	広報対策	139
4	消火対策	140
5	避難対策	141
6	救出対策	142
7	被災建築物安全対策	142
8	その他応急対策	143
第9章	事故災害対策計画	145
	航空災害対策・道路災害対策・危険物等災害対策	
	大規模な火事災害対策・林野火災対策	
1	情報通信	145
2	災害広報	146
3	応急活動体制	146
4	搜索活動	147
5	災害拡大防止	147
6	救助救出活動	147
7	医療救護活動	147
8	消防活動	147
9	避難措置	147
10	行方不明者の搜索及び遺体の収容等	147
11	交通規制	147
12	防疫及び廃棄物等の処理	148
13	自衛隊派遣要請	148
14	広域応援	148

第10章 災害復旧計画	149
1 実施責任者	149
2 復旧工事の実施	149
3 復旧事業計画の概要	149
4 災害復旧予算措置	150
5 激甚災害に係る財政援助措置	150
6 応急金融対策	150

